**「　　　　　　　　　　　」会則**

第１条　本会は，「　　　　　　　　」と称し，事務所を「　　　　　　　　　」に置く。

　　　　　　　（※「　　」内は任意。（例）会長宅など。）

第２条　本会は，「　　　　　　　を通じて，　　　　　　　　　　　のため活動すること」を目的とする。

　　　　　　　（※「　　」内は，会の活動内容，活動目的を記入。）

第３条　本会の会員は原則として新潟市民で「　　　　　　　　　　」のものとする。

　　　　　　　（※「　　」は，入会の条件がある場合は記入。なければ省略可。）

第４条　本会に次の役員をおき，任期は　　年とする。ただし，再任を妨げない。

　　　　会長１名，副会長　　名，会計　　名，会計監査　　　名

第５条　本会の役員は，以下の任務を行う。

　（１）

　（２）

　（３）

　（４）

第６条　本会の会計年度は　　月　　日に始まり，　　　月　　日に終わる。

第７条　総会は年　　　回とし，会長が招集する。

２　会長は，必要に応じて臨時総会を開くことができる。

第８条　会の運営は，会員相互の協議によるものとする。

第９条　本会は，　　　　　　　事業を，定期的に行う。

２　活動日は，　　　　　　とする。

第１０条　本会は会員から月（又は年）　　　　　　円の会費を徴収する。

２　会費の徴収時期は，　　　　　　　とする。

第１１条　本会の会則の変更は総会の議決が必要である。

　　　附　則

この会則は，　　　年　　月　　日から施行する。